

富山市太陽光発電設備及び蓄電池導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金。以下「国交付金」という。）を財源として実施する富山市太陽光発電設備及び蓄電池導入促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、国交付金交付要綱（令和6年3月1日環地域事発第2403011号。以下「国交付要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び富山市補助金等交付規則（平成17年4月1日富山市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、規則第24条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市長は、市域内の再生可能エネルギーの導入拡大と停電時における地域の防災機能の強化を図るため、太陽光発電設備及び蓄電池を導入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次の各号で定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備

太陽光を電気に変換する太陽光モジュール及びその附属設備をいう。

(2) 蓄電池

前号の太陽光発電設備と常時接続し、同設備が発電する電気を充放電できる定置型蓄電池及びその附属設備をいう。

(3) 住宅

次に掲げる家屋をいう。

ア 専用住宅（常時居住の用に供する家屋をいう。）

イ 併用住宅（その一部を常時居住の用に供する家屋をいう。）

(4) 事業所

生産若しくはサービス提供を事業として行う事業所又は事務所、又は当該事業所と同一敷地内にある建築物をいう。

(5) 中小企業者等

次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体

ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人

オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人

カ 公立大学法人及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人

キ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第 2 条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

ク 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ケ 青色申告を行っている個人事業主

コ その他市長が適当であると認めるもの

(6) 子育て世帯

申請年度の 4 月 1 日時点で 18 歳未満の子を有する世帯

(7) 若者夫婦世帯

申請年度の 4 月 1 日時点で夫婦のいずれかが 39 歳以下である世帯

(補助金の種類等)

第 4 条 補助金の種類、補助対象者、補助対象設備及び補助金額は、別表第 1 に定めるとおりとする。また、補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表第 2 に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額については、補助対象外とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。

(1) 本市の市税に滞納がある者。

(2) 富山市暴力団排除条例（平成 24 年富山市条例第 13 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有している者。

(3) 同一の補助対象設備について、他の補助金の交付を受ける者。

3 補助金の交付を受ける者は、市が実施する「チームとやまし」に登録しなければならない。

(交付の申請等)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、交付申請書（様式第 1 号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定等の通知)

第 6 条 市長は、前条の交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第 2 号）により補助申請者に通知するものとする。

2 補助申請者は、前項の規定による通知があった日以降でなければ補助事業に着手することができない。

(交付決定前の事前着手)

第 7 条 補助申請者は、やむを得ない理由により、第 6 条に定める補助金の交付決定の前に事業に着手（以下「事前着手」という。）する必要がある場合には、第 5 条に定める交付申請と合わせて、その理由を記載した事前着手届（様式第 3 号）を市長に提出しな

ればならない。

- 2 前項の規定により事前着手する場合において、第6条に定める交付決定がなされなかった場合に生じる損失等は補助申請者の責任とする。

(補助金の交付申請の変更)

第8条 補助申請者は、第5条の規定による交付申請書の内容を変更しようとするときは、変更交付申請書(様式第4号)に変更があった書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に影響が及ばない軽微なものにあつては、軽微変更届出書(様式第5号)の届出によるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、予算を超えない範囲で変更交付決定通知書(様式第6号)により補助申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第9条 補助申請者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

(遂行状況の報告)

第10条 補助申請者は、必要に応じ、市長に対して補助事業の遂行状況の報告をしなければならない。

(実績報告)

第11条 補助申請者は、別に市長が定める期限までに、実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、実績報告の提出を受けた場合においては、報告書等の書類の審査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額確定通知書(様式第8号)により、補助申請者に対して通知するものとする。

(補助金の支払い)

第13条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助申請者に支払うものとする。

(立入検査等)

第14条 市長は、補助事業の適正化を期するため必要があるときは、補助申請者に対して補助事業の遂行状況等を報告させることができ、また、補助対象設備が設置される又は設置された住宅や敷地等への立入検査を行うことができる。

2 市長は、前項の結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条の規定による交付の決定を交付決定取消通知書(様式第 9 号)にて取り消すことができる。ただし、第 6 号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助申請者が、第 4 条の要件を満たしていないことが判明したとき。
- (5) 第 17 条第 3 項の承認を受けずに補助対象機器を処分したとき。
- (6) 天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事業の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により交付金事業を遂行することができない場合(補助申請者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関して、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

3 市長は、第 1 項第 1 号から第 5 号のいずれかに該当し、前項の規定により補助金の返還を命じたとき、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき補助金の額に年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た額を加算金として徴収することができる。

4 第 2 項の補助金の返還期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴することとすることができる。

(書類の整備保管)

第 16 条 補助申請者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(取得財産の処分の制限等)

第 17 条 補助申請者は、補助事業により設置した設備(以下「取得財産」という)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、適正な運用を図らなければならない。

2 補助申請者は、取得財産であつて、取得価格が単価 50 万円以上の機械及び器具並びに備品その他の重要な財産であるものについて、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。ただし、補助事業により設置した設備が、減価償却資産の

耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 3 補助申請者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、処分を承認することと決定したときは、財産処分承認通知書(様式第11号)により、補助申請者に対して通知するとともに、補助金の全部又は一部を返還させることができる。
- 5 前項の規定により返還を求めるときの補助金の額は、国交付要綱第15条第1項第4号の規定を準用する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月15日から施行する。

別表第 1

(1) 住宅への太陽光発電設備及び蓄電池同時設置（自己所有）

<p>補助対象者</p>	<p>次に掲げる要件を、全て満たす者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内の自ら居住する住宅の敷地内に補助対象設備を設置する者であること。 2 第 1 1 条の規定による実績報告の時点において、補助対象設備を設置する住宅が所在する土地に住所を有していること。 3 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わない者であること。
<p>補助対象設備</p>	<p>A 太陽光発電設備 住宅の敷地内に設置する設備（PPA・リースにより導入される場合を除く）で、次に掲げる要件を満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しないこと。 2 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 3 発電する電力量のうち、自家消費する電力量が 30%以上であること。 4 毎月の発電電力量や電気使用量が確認できる設備であること。（必要に応じて計測器等を設置すること） <p>B 蓄電池 住宅の敷地内に設置する設備（PPA・リースにより導入される場合を除く）で、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本事業で設置する太陽光発電設備の付帯設備であること。 2 平時において充放電を繰り返すことを前提としたものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 3 次の価格以下の蓄電システムであること。 4,800Ah・セル相当の kWh 未満：15.5 万円/kWh（工事費込・税抜） 4 毎月の蓄電量、使用電力量が確認できる設備であること。（必要に応じて計測器等を設置すること） 5 別に定める蓄電池の仕様を満たすこと。
<p>補助金額</p>	<p>A 1 kWあたり 7 万円（上限 3 5 万円）</p>

		B 補助対象経費の3分の1又は1 kWhあたり5万円のいずれか少ない額（上限40万円）
上乗せ補助		補助申請者が子育て世帯及び若者夫婦世帯に属する場合は、上記補助金額に加え定額8万円を交付する。
交付申請書	様式	様式第1号
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽光発電設備 設置計画書（別紙1） 2 蓄電池 設置計画書（別紙2） 3 補助対象設備のメーカー、型式（型番・品番）、容量等が確認できる書類 4 補助対象設備の見積書の写し 5 設置費用（見積）の内訳書（別紙3） 6 設置場所及び付近の見取り図 7 納税証明書（原本） ※発行から3か月以内のもの。 8 （上乗せ補助を受ける場合）世帯員全員の住民票 ※続柄、生年月日が分かるもの。 ※発行から3か月以内のもの。 9 その他、市長が必要と認める書類
実績報告書	様式	様式第7号
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し 2 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収内訳書の写し 3 設置費用（領収）の内訳書（別紙1） 4 補助対象設備の保証書又は取扱説明書の写し 5 補助対象設備の設置状況を示す写真 6 その他、市長が必要と認める書類

(2) 事業所への太陽光発電設備（自己所有）

補助対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たす者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内の自らが事業を営む事業所に補助対象設備を設置する中小企業者等であること。 2 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わない者であること。 	
補助対象設備	<p><太陽光発電設備> 事業所の敷地内に設置する設備（PPA・リースにより導入される場合を除く）で、次に掲げる要件を満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。 2 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 3 発電する電力量のうち、自家消費する電力量が50%以上であること。 4 毎月の発電電力量や電気使用量が確認できる設備であること。（必要に応じて計測器等を設置すること） 	
補助金額	1kWあたり5万円（上限150万円）	
交付申請書	様式	様式第1号
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽光発電設備設置計画書（別紙1） 2 補助対象設備のメーカー、型式（型番・品番）、容量等が確認できる書類 3 補助対象設備の見積書の写し 4 設置費用（見積）の内訳書（別紙3） 5 設置場所及び付近の見取り図 6 納税証明書（原本） ※発行から3か月以内のもの。 7 登記事項証明書（個人事業主の場合は事業を営んでいることを証明する書類） 8 （法人の場合）役員等氏名一覧表（別紙4） 9 その他、市長が必要と認める書類
実績報告書	様式	様式第7号
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し 2 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収内訳書の写し 3 設置費用（領収）の内訳書（別紙1） 4 補助対象設備の保証書又は取扱説明書の写し 5 補助対象設備の設置状況を示す写真

		6 その他、市長が必要と認める書類
--	--	-------------------

(3) 事業所への蓄電池（自己所有）

補助対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たす者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内の自らが事業を営む事業所に補助対象設備を設置する中小企業者等であること。 2 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わない者であること。 	
補助対象設備	<p>(2)の付帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (2)で設置した太陽光発電設備の付帯設備であること。 2 平時において充放電を繰り返すことを前提としたものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 3 次の価格以下の蓄電システムであること。 4,800Ah・セル相当のkWh以上：19万円/kWh（工事費込・税抜） 4 毎月の蓄電量、使用電力量が確認できる設備であること。（必要に応じて計測器等を設置すること） 5 別に定める蓄電池の仕様を満たすこと。 	
補助金額	補助対象経費の3分の1又は1kWhあたり6.3万円のいずれか少ない額（上限189万円）	
交付申請書	様式	様式第1号
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 蓄電池設置計画書（別紙2） 2 補助対象設備のメーカー、型式（型番・品番）、容量等が確認できる書類 3 補助対象設備の見積書の写し 4 設置費用（見積）の内訳書（別紙3） 5 補助対象設備の設置場所及び付近の見取り図 6 その他、市長が必要と認める書類
実績報告書	様式	様式第7号
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し 2 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収内訳書の写し 3 設置費用（領収）の内訳書（別紙1） 4 補助対象設備の保証書又は取扱説明書の写し 5 補助対象設備の設置状況を示す写真 6 その他、市長が必要と認める書類

(4) P P Aによる太陽光発電設備（住宅・事業所への設置）

補助対象者	<p>P P A事業者（市民又は中小企業者等に対してP P Aにより電気を供給する事業者）で、次の要件を満たす者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わない者であること。 2 P P A事業者が電力を供給する市民又は中小企業者等は本要綱第 4 条 2 項各号に該当しない者で、かつ別表第 1（1）～（3）に定める補助対象者のいずれかであること。 3 住宅所有者が次に掲げる要件のいずれかを満たす場合は、「補助金額」に記載する額の上乗せ補助を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1 子育て世帯に属する者 2 若者夫婦世帯に属する者 	
補助対象設備	<p><太陽光発電設備></p> <p>市内の住宅又は事業所の敷地内にP P Aにより設置する設備で、次に掲げる要件を満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。 2 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 3 発電する電力量のうち、自家消費する電力量が住宅の敷地内に設置する場合 30%以上、事業所の敷地内に設置する場合 50%以上であること。 4 毎月の発電電力量や電気使用量が確認できる設備であること。（必要に応じて計測器等を設置すること） 	
補助金額	<p>7 万円 / k W（家庭用として住宅等に設置されるもの。上限 3 5 万円。）</p> <p>5 万円 / k W（事業用として事業所に設置されるもの。上限 1 5 0 万円。）</p>	
上乗せ補助	<p>住宅所有者が子育て世帯及び若者夫婦世帯に属する場合は、上記補助金額に加え定額 3 万円を交付する。</p>	
交付申請書	様式	様式第 1 号
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽光発電設備 設置計画書（別紙 1） 2 補助対象設備のメーカー、型式（型番・品番）、容量等が確認できる書類 3 補助対象設備の見積書の写し 4 設置費用（見積）の内訳書（別紙 3） 5 設置場所及び付近の見取り図 6 （施設所有者が中小企業者等の場合）中小企業者等

		<p>の登記事項証明書の写し</p> <p>7 P P A事業者の納税証明書（原本） ※発行から3か月以内のもの。</p> <p>8 （施設所有者が中小企業者等の場合）役員等氏名一覧表（別紙4）</p> <p>9 P P A事業実施に係る承諾書（別紙5）</p> <p>10 P P A事業のスキームが分かるチラシ等（補助金額分が通常のサービス料金から控除されていることが分かるもの）</p> <p>11 （上乗せ補助を受ける場合）住宅所有者の世帯員全員の住民票 ※発行から3か月以内のもの。</p> <p>12 その他、市長が必要と認める書類</p>
実績 報告書	様式	様式第7号
	添付 書類	<p>1 P P A契約書の写し</p> <p>2 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収内訳書の写し</p> <p>3 設置費用（領収）の内訳書（別紙1）</p> <p>4 系統連携契約を証明する書類の写し</p> <p>5 補助対象設備の設置状況を示す写真</p> <p>6 その他、市長が必要と認める書類</p>

別表第2（第4条関係） 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④ 負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	（間接工事費）	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。(必要最小限度の範囲とすること。)
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
	設備費	設備費	
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等にかかる調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。